

「民間外国語教育事業者における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

自己適合チェックリスト

1. 感染力の強いデルタ株等の変異株の拡大も踏まえた施設内への入室制限

- 以下に該当する**受講生、来校者**の入室を禁止し施設内への入室を制限している。
 - () 発熱や軽い風邪症状（のどの痛みだけ、咳だけ、発熱だけ）がある。
 - () 嗅覚・味覚に異常を感じる。
 - () 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある。
 - () 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
 - () 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある。
 - () その他新型コロナウイルス感染の可能性があると思われる症状がある。
- 以下に該当する**従業員**の勤務を禁止し、施設内への入室を制限している。
 - () 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある。
 - () 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳、のどの痛みなど比較的軽い風邪の症状がある。
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
 - () 上記以外の方で発熱や咳、のどの痛みなど比較的軽い風邪の症状がある。
 - () 嗅覚・味覚に異常を感じる。
 - () 新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある。
 - () 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。
 - () 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある。
 - () その他新型コロナウイルス感染の可能性があると思われる症状がある。

2. 感染力の強いデルタ株等の変異株の拡大も踏まえた感染防止対策（密閉・密集・密接の回避等）

1) 施設全般

- 従業員や利用者に対して入室前の検温、症状の有無の確認、手洗いや咳エチケットを徹底するとともに、感染リスクが高まる「5つの場面」（新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）を周知（掲示）している。
- 施設内において、従業員・利用者共に、常時鼻と口を完全に覆う、不織布マスクを着用している。マスクの着用のない方は施設への入室を制限、または販売・配布している。
- 施設内（教室・休憩スペース等）の適切な換気を行っている。空調設備や適切な窓開けで、常時一定の換気を確保すると共に、時間を決めて室内の空気を完全に入れ替えるような全換気（**密閉の回避**）をしている。寒冷な場所では、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底

し、その際、換気量を維持しながら暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫をしている。

- 必要に応じ CO2 測定装置を設置している。CO2 測定装置を設置する場合は、室内の複数箇所で測定し、特に換気が不十分となりやすい場所に設置する。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用している。
- 空調設備や加湿器を適切に使用することにより、施設内の湿度を相対湿度 40%~70%（事務所衛生基準規則等による）になるよう努めている。
- クラスターを作らないために、予約制の徹底により、可能な範囲で施設内（教室）の人数を制限あるいは受講時間を短縮する運営を行っている。**（密集の回避）**
- 人と人が接する際の距離は最低 1メートル以上、できるだけ 2メートルを確保するようにしている。椅子を間引くこと等人と人の十分な間隔を空けた座席配置をしている。顔の正面からできる限り 2m を目安に最低 1m 距離を確保することを含め真正面の配置を避けている。**（密接の回避）**
- 施設の入口や教室の入り口に手指消毒用のアルコール消毒液を設置し、従業員・利用者共に入退室の際、手指の消毒をしている。アルコール過敏症の方については、同等の代替手段の提供をしている（洗面所での液体石鹸による手洗い等）。
- 施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある不特定多数の高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、PC のキーボード・マウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、郵便受け、調味料等）を確認し、適切な消毒液で定期的に清拭している。
- 長時間の対面接客は避け、会話は最低 1メートル以上（できれば 2メートル）の距離をとって行っている。
- 受付等、列の発生が想定される場所において、並ぶ位置にマークをつける等身体的距離の確保に努めている。
- 受け付け等対面での接客を行う場所に、飛沫対策としてビニールシートや透明間仕切り板等を設置している。
- 支払いに際して、可能な限り電子決済を推奨している。
- トイレの便器内は通常の清掃、不特定多数が接触する場所（洗浄装置ボタン、ドアノブ、ペーパーホルダー等）は正式消毒を行っている。
- 備え付けのペーパータオルや個人用のタオルの利用を促している。
- 感染防止対策を講じた飲食エリアを設け、その場所以外での飲食を制限している。
- 飲食エリアのテーブル上に換気に注意した上で区切りのパーティション（アクリル板等）を設置している。
- 不織布マスクを外して飲食する際は会話を控えるよう掲示している。
- 休憩スペースや喫煙所は、一度に使用する人数を制限し、対面での飲食や会話、大声で会話をしないようにするなど感染防止を図っている。また、感染リスクが高まる「5つの場面」のうちの「居場所の切り替わり」に注意を向けている。
- ゴミの廃棄（鼻水、唾液などがついたゴミ）は、ビニール袋に入れて密閉して縛っている。
- ゴミを回収する人は、不織布マスクや手袋を着用し、マスクや手袋を脱いだ後は液体石鹸と流水

で手を洗っている。

2) 教室

- アルコール消毒液を設置している。
- 従業員は入退室の前後に手洗いをしている。
- 受講生同士の間隔を最低1メートル（できれば2メートル）確保している。
- 授業中は講師、受講生共に不織布マスクを着用している。
- 講師と受講生、受講生同士の密接・密集を避けるためクラスの人数制限や身体的距離の確保に努めている。
- 飛沫対策として換気に注意した上でビニールシートや透明間仕切り板等を設置している。
- 適切な環境の保持（こまめな換気、温度、湿度の管理等）をしている。
- 共有する遊具や教本を特定し、適切な消毒液で定期的に清拭している。

3) スクール(送迎)バス（子ども対象のクラス）

- 使用前、使用後にドアやイスなど接触する場所の清拭消毒をしている。
- 乗車前に手指の消毒をしている。
- 移動中は窓を開けて換気している。
- 乗車中は全員不織布マスクを着用し会話をしないよう促している。
- 大声を出す者がいた場合は、個別に注意している。

3. 従業員の行動・健康管理

- 地域の状況に応じて、従業員に対して、不要不急の外出、大規模集会、興行施設等不特定多数の集まる場所(クラスターが発生するリスクが高い場所、飲酒を伴う懇談会、大人数・長時間・知らない人が参加する飲食会等)への出入り自粛を強くお願いしている。
- 普段から、健康観察アプリなどを活用し、従業員の毎日の健康状態を把握している。
- 従業員全員の就業前の体調チェックをしている。
- 1. 感染力の強いデルタ株等の変異株の拡大も踏まえた施設内への入室制限に該当する従業員の出勤を停止している。
- 従業員の家族など、同居者に感染者や感染者の接触があることが判明した場合は出勤停止とし、他の従業員との接触について正確に把握している。
- 感染者と特定されていなくても、発熱、倦怠感、風邪症状などの体調不良を認める場合には勤務をせず、自宅療養する、もしくはかかりつけ医を受診する社内ルールを徹底している。
- 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、速やかに医療機関を受診するよう促している。
- すぐに医療機関を受診できない従業員に対して、新型コロナウイルス迅速抗原定性検査キット（以下、抗原簡易検査キット）を活用して検査を実施している。
- 抗原簡易検査キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所ので了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を検討または実施している。
- 抗原簡易検査キットの購入にあたっては、次のことに留意している。

- () ① 連携医療機関を定めている。
 - () ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をしている。
 - () ③ 国が承認した抗原簡易検査キットを用いている。
- 従業員へワクチン接種を推奨している。

4. サービス提供にあたって

- 施設利用時の注意事項並びに、体調が思わしくない時の来校自粛をウェブサイトや掲示で利用者へ呼びかけ、協力を強く求めている。
- オンラインを活用した学習を導入している。
- オンラインを活用した会議を導入している。
- スプリットオペレーションやリモートワーク、時間短縮勤務、時差出勤・通勤、ローテーション勤務（就労日や時間帯を複数に分けた勤務）、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の導入を積極的に検討し導入している。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、利用者などの名簿を適切に管理している。
- 従業員、利用者に対して、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を、各自携帯電話にインストールして活用すること、携帯電話の使用を控える状況においては、電源及びBluetoothをONにした状態でマナーモードにするようお願いしている。

特に重要な感染症対策

■不織布マスクの着用

受講生、従業員、来訪者はお互いに不織布のマスクを正しく着用すること。

⇒不織布マスクを鼻と口の両方を隙間がないように確実に覆う。

正しいマスクの着用方法は、例えば厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。

■体調の確認

風邪症状等がある場合や周囲に感染の疑いがある人がいる場合等は来校を控える。

来校後体調不良が発覚した場合はすぐに医療機関を受診すること。

■適切な換気の徹底

施設的环境や気温に応じて、換気の状態をこまめに確認すること。外気温が高い・低いという理由で換気をおろそかにしないこと。

■「しゃべる・食べる・集まる場所」での感染リスクが高いことから感染対策を徹底すること。

以上

一般社団法人 全国外国語教育振興協会

策定：令和3(2021)年 3月 3日

改正：令和3(2021)年10月14日